

能勢町地域公共交通会議設置要綱の改正について

【改正の理由】

今年度策定予定である「能勢町における公共交通の目指すべき姿の基本的な考え方」をもとに、今後、将来の公共交通ネットワークの実現を目指し、新たな交通システムの導入に向けた取組みを進めていく必要があります。

町が主体となり地域全体の公共交通のあり方や活性化方策の協議ができる体制の強化を図るために、「道路運送法」および「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づく法定協議会の設置を提案するものです。

また、将来の公共交通ネットワークを実現させる観点から、まちづくりや多様な分野との連携強化を図りながら公共交通施策を推進することを目的とし、能勢町にとって望ましい地域旅客輸送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす「（仮称）能勢町地域公共交通計画」の策定に取り組みます。

なお、改正後の新たな「能勢町地域公共交通会議」は、協議会委員の負担軽減や、会議の効率性の向上のため、これまでの道路運送法に基づいた協議会と活性化法に基づいた法定協議会の機能を併せ持った組織となります。

【主な改正内容】

○能勢町地域公共交通会議設置要綱 改正

- ・第 1 条（目的）に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会として設置することを明記します。
- ・第 2 条（協議事項）に、「地域公共交通計画」の作成及び変更に関する事項、実施に関する事項を協議事項とすることを明記します。
- ・第 3 条（交通会議の構成員）に、必要な委員構成（道路管理者又はその指名する職員）を明記します。構成員数を 20 名以内とします。
※現行の地域公共交通会議委員からの追加（予定）…近畿運輸局大阪運輸支局（総務企画部門）様、大阪府池田土木事務所様
- ・第 10 条（事務局）、第 11 条（経費）、第 12 条（財務に関する事項）、第 13 条（監査）に、交通会議の運営に関して事務局の設置、経費や財務に関する事項、監査委員の設置に関する事項等を明記します。

○能勢町地域公共交通会議事務局規程 作成

○能勢町地域公共交通会議財務規程 作成

【地域公共交通会議と法定協議会の比較】

	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
対象交通モード	バス・タクシー	多様なモード (バス・タクシーのみでも可能)
会議参加 承諾義務	なし	あり
計画策定	任意	補助金の交付を受ける場合は必須
事業実施における 補助金受領	行えない (協議組織)	行える (協議+実施組織)
メリット	この会議で協議が調った場合、経路の設定（路線の新規・変更）や運賃設定等の手続きを簡略化・弾力化することができる	策定した計画に基づき、国からの支援を受けることができる ※国からの補助は、市町村や交通事業者に対してではなく、法定協議会に対して行われる

出典：地域公共交通をよりよいものとするためのガイドライン（概要版）参考

【参考】地域旅客運送サービスのイメージ



出典：国土交通省資